

○ ゲートキーパーの養成			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
研修会開催回数	12回	11回	41回
参加者数	延3,537人	延946人	延1,312人
○ 自殺未遂者支援事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談者数	延504人	延532人	延613人
○ 自死遺族相談			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	35回	37回	45回
相談者数	延76人	延96人	延110人

（３）保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対し、切れ目のないきめ細かな支援の実現をめざし、高齢者の社会参加を含むフレイル対策に着眼した高齢者支援と、疾病予防・重症化予防の促進に取り組み、健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施を推進します。

（重点的な取組み内容は、
P167「（３）保健事業と介護予防の一体的な実施」参照）

ア 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

KDBシステム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、地域の健康課題や対象者の把握を行い、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援等を行います。

○後期高齢者医療訪問歯科健診

後期高齢者の口腔機能の低下等を予防し、健康の保持増進につなげるために、通院による歯科健診の受診が困難な方に対し、歯科医師・歯科衛生士が利用者の自宅に訪問して歯科健診・訪問指導を行います。

○ハイリスク高齢者家庭訪問事業

フレイル状態の方等、より効果的に事業実施できるよう対象者の見直しを行い、保健師等が訪問等により適切な支援を行います。

Ⅲ 具体的施策 / 第8章-3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり

イ 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

通いの場等において、KDBシステム等により把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育や健康講座・健康相談等を実施するなど、通いの場等に積極的に関与します。

○「百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

「百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、リハビリテーション専門職等の派遣により体操等の助言・指導、体力測定等を実施することで、介護予防に資する住民主体の通いの場の充実を図ります。

○介護予防把握事業

通いの場をはじめとした様々な場所・機会において基本チェックリストやフレイルチェック等を行うことで、フレイルのリスクのある方を適切に把握し、必要な支援につなぎます。

○介護予防地域健康講座・健康相談

通いの場等において、地域の健康課題をもとに医療専門職が健康講座・健康教育を実施し、フレイル予防・介護予防活動に取り組めるよう啓発を行うとともに、個別の相談に応じ必要な助言・指導を行います。

○介護予防教室（なにわ元気塾）事業

閉じこもりがちや生活機能の低下が認められる方を含め、高齢者が身近な地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防に資する通いの場を開催し、介護予防に関する正しい知識の普及等を行います。

○健康づくりひろげる講座

自ら介護予防を実践し、地域の介護予防活動のリーダー的存在として活動に関わる方を養成するための講座等を開催し、介護予防に関する正しい知識や技術の普及啓発に努めます。

○食生活習慣改善指導事業

骨粗しょう症検診受診者のうち、経過観察と判定された方に対し、管理栄養士による検診結果を踏まえた食生活指導を行い、早期からの骨粗しょう症・低栄養等の予防に努めます。

（５）ボランティア・NPO等の市民活動支援

重点的な取組み内容は、
P173 「（５）ボランティア・NPO等の市民活動支援」 参照

ボランティア・NPO等の市民活動支援と協働

市民や地域住民の組織、ボランティア団体、NPOなどが行う市民活動を一層推進するための「大阪市市民活動推進条例」に基づき、情報や学習機会の提供等の支援施策を進めます。

○ 大阪市市民活動総合支援事業

市民活動の活性化に向けて、市民活動に役立つ様々な情報の収集・発信や、多様な活動主体間の連携協働を創出するための支援を行います。

○ 大阪市・区ボランティア・市民活動センター

大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会において、福祉ボランティアの相談、登録、需給調整、活動支援、養成講座、交流、広報、福祉教育及びボランティアグループの紹介等を行います。

○ 福祉ボランティアコーディネーション事業

ボランティア活動を希望する個人や団体、企業等の多様な主体のニーズに応じて、幅広いボランティアコーディネーションを行います。

○ 大阪市市民活動推進助成事業

行政だけでなく、市民、市民活動団体、企業がともに市民活動を育てていくものとして、区政推進基金（市民活動団体支援型）に積み立てられた市民、企業などからの寄附金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して支援します。

《 実績 》

○ 大阪市市民活動総合支援事業			
情報発信件数	2017(平成29)年度 901件	2018(平成30)年度 818件	2019(令和元)年度 996件
○ 大阪市・区ボランティア・市民活動センター			
登録グループ数	2017(平成29)年度 2,975グループ	2018(平成30)年度 3,929グループ	2019(令和元)年度 2,934グループ
ボランティア活動登録者数	延38,214人	延36,076人	延34,794人
○ 福祉ボランティアコーディネーション事業			
対応相談件数	2017(平成29)年度 1,352件	2018(平成30)年度 1,274件	2019(令和元)年度 1,084件
○ 大阪市市民活動推進助成事業			
助成事業数	2017(平成29)年度 8事業	2018(平成30)年度 6事業	2019(令和元)年度 8事業

Ⅲ 具体的施策 / 第8章-4 サービスの充実・利用支援

○ ケアプランチェック（適正給付）

国保連合会の給付適正化システムからの情報により、事業所を選定し、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に対してケアプラン（居宅サービス計画）を作成する割合の高い事業所を含め、直接訪問のうえ、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）とともに確認検証しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みの支援をめざして点検・指導を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

○ 給付費通知の送付

介護保険サービス利用者に、各月の給付内容を通知します。

これにより、被保険者が利用したサービス内容の確認や、支払った費用について容易に確認できるようになるとともに、サービスを伴わない介護報酬への請求に気付くことができます。

○ 介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合）

国保連合会に業務を委託し、国保連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

○ 給付実績の活用

国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認し、疑義がある内容については、事業者へ照会を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

《実績及び数値目標》

○ 要介護（要支援）認定の適正化				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
認定調査員等研修	15回	11回	13回	
数値目標				
2020(令和2)年度(見込)	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	
18回	17回	13回	15回	

○ 介護保険住宅改修費適正給付事業				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
調査件数	848件	852件	862件	
うち、適正	742件	752件	798件	
要注意	16件	35件	20件	
改善指導	90件	65件	44件	
数値目標				
2020(令和2)年度(見込)	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	
912件	876件	876件	876件	

《 実績 》

○ 「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
作成部数	12,500部	12,000部	11,000部
○ 「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
作成部数	58,000部	58,000部	56,000部
○ 生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載（隔年作成）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
作成部数	400,000部	—	390,000部
○ 介護保険制度の市民向けのパンフレットの作成			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
日本語版	148,300部	140,400部	137,000部
点字版	325部	325部	325部
○ 大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談件数	21,260件	21,013件	21,033件
○ A T Cエイジレスセンター事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
来場者数	135,909人	138,511人	120,137人

イ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

外国籍の高齢者などが、高齢者に対する保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

○ 介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成

韓国・朝鮮語、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語（5言語）を作成し、外国籍の高齢者などへ制度の内容が伝わるよう周知に努めます。

○ 外国籍住民のための5言語による市政・区政相談、法律相談

大阪国際交流センターにおいて、5言語で法律相談を行います。また、市役所市民相談室と区役所に外国籍住民のための相談専用電話を設置し、市政、区政についての問い合わせや相談、地域情報の提供等を大阪国際交流センターの通訳機能を利用して5言語で行います。

○ 外国人への生活情報提供及び多言語による「外国人のための相談窓口」の運営

ホームページ（4言語）で防災や各種行政サービス、各種専門相談機関に関する情報など、外国人のための市民生活に不可欠な情報、市民生活を支援する情報を発信して周知に努めているほか、多言語による「外国人のための相談窓口」（5言語）において、市政情報に加え各種生活情報に関する問い合わせなどへの対応を引き続き実施します。

※「外国籍の高齢者など」は、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどを含んでいます。

図表 9 - 2 - 6 一般介護予防事業の目標量

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
通いの場の参加者数(年間)	17,100 人	17,800 人	18,500 人
介護予防ポイント事業 活動者数(年間)	1,358 人	1,871 人	2,384 人

⑤包括的支援事業

・地域包括支援センターの運営

高齢者が身近な地域で相談できる体制を構築するため、2013(平成 25)年度以降、66 か所の地域包括支援センターを設置運営しています。

・在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進を図るため、「在宅医療・介護連携相談支援室」を 24 区に設置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築します。

・認知症総合支援事業

(認知症初期集中支援推進事業)

医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを 24 区に設置し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。

(認知症地域支援推進員の配置)

認知症地域支援推進員を 24 区に配置し、医療機関や介護サービス及び地域包括支援センター等の地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

(オレンジサポーター地域活動促進事業)

24 区の認知症強化型地域包括支援センターに認知症地域支援コーディネーターを配置し、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを構築します。

・生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを 24 区に配置し、高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築などを通じて、地域における必要なサービスの充実に向けて取り組んでいます。2021(令和3)年度には、日常生活圏域(66 圏域)にも生活支援コーディネーターを配置し、体制の充実を図ります。

IV－第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

図表 9－2－7 包括的支援事業の目標量

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
地域包括支援センターの運営（設置箇所）		66 か所	66 か所	66 か所
在宅医療・介護連携 推進事業	在宅医療・介護連携相談窓口設置 箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チーム設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
	認知症地域支援推進員設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
	ちむオレンジサポーターにかかる コーディネーター設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（SC）の 配置（行政圏域）	24 圏域	24 圏域	24 圏域
	生活支援コーディネーター（SC）の 配置（日常生活圏域）	66 圏域	66 圏域	66 圏域